

KUNZEN FESTA 正福寺 除夜の鐘 協賛要綱

令和6(2024)年11月22日

浄土真宗本願寺派 正福寺
住職 西藤普照

(趣旨)

第1条 この要綱は、「KUNZEN FESTA 正福寺 除夜の鐘」の趣旨に賛同する法人、その他団体・個人(以下「企業等」という)が、当事業に協賛する際に必要な事項について定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、「KUNZEN FESTA 正福寺 除夜の鐘」に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 当イベントの実施に要する協賛金(一口5,000円)の提供
- (2) 当イベント内で行う抽選会の景品の提供

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和6年11月22日(金)から12月22日(日)までとします。

(協賛の申込等)

第4条 協賛をお申込みいただける企業等には、あらかじめ申込書を正福寺に提出していただきます。

- (1) 別紙の協賛申込書を正福寺へ直接提出、又はメールかFAXしてください。
- (2) 正福寺は、申込書の提出があった場合、速やかに審理し、申込者に対し受理した旨を通知します。
- (3) 協賛金の納入方法は、現金または振込(鹿児島銀行牧園支店518785 宗教法人正福寺第2特別会計 代表西藤普照 または ゆうちょ銀行17890-30293721 正福寺)にてお願いいたします。誠に恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。
- (4) 正福寺は、協賛金・抽選会景品を受納した場合、受領書を発行いたします。

(協賛の特典等)

第5条 協賛を行った方(以下「協賛者」という。)の特典は、次のとおりとします。

- (1) 協賛者の広告を以下のとおり掲載します。
 - ① 看板幕へ団体・個人名の掲載(下記の条件の場合)
 - ・ 協賛金の場合、二口(10,000円)以上の申込
 - ・ 景品協賛の場合、販売額(割引の場合割引額)が10,000円以上の申込
 - ・ 現金・景品合わせての協賛の場合、合算額が10,000円以上の申込
 - ② 正福寺ホームページにて協賛者名の掲載、正福寺Instagramにて協賛者の情報掲載
 - ③ 抽選会での商品紹介(商品提供の場合)
 - ④ ご協賛の金額に応じて、当日イベントの出店で使用できるチケットの進呈
 - ⑤ イベント受付にてチラシ・ショップカードの設置

(2)①～②において、協賛者名を協賛の決定順に同サイズで掲載します。

掲載期間については、掲載開始は令和6年12月初旬（予定）から掲載決定次第とし、正福寺ホームページ、Instagramについては期限を限定せず、正福寺が判断する時期まで掲載します。

ただし、協賛申込みの時期により一部の掲載がイベント当日に間に合わない場合があります。

(3)①の看板幕については、正福寺の定める場所(国道223号線に面した正福寺敷地内斜面)に(1)の条件に該当する協賛者名を掲載します。

・掲載面積は、縦135cm×横180cm（予定）内に、二口の場合でB4横サイズ（縦257mm×横364mm）相当の掲載をいたします。なお、看板幕発注時の協賛申込み状況に応じて、これ以上のサイズで掲載の可能性があります。

・看板作成の都合上、看板幕掲載を必須とした協賛の申込みは令和6年12月11日(水)を締切とします。

・掲載の順番は協賛決定順とします。

・掲載期間は、開始は令和6年12月中旬から、終了はゴールデンウィーク最終日の令和7年5月6日(火)（予定）までとします。

ただし、大雨や地震など自然災害により看板幕が破損した場合は、上記より前に掲載を終了する可能性があります。

(4)①の協賛看板幕と並べて、A0サイズ相当で本イベントポスターを掲載します。

なお、このポスター掲載面は、正福寺の判断する時期に撤去または内容を変更する可能性があります。

（協賛金の使途）

第6条 協賛金は、その全てを当事業の経費に充て、目的外には一切使用しないものとします。ただし、余剰分が発生した場合は、正福寺で行うイベント区分「KUNZEN FESTA」に計上することとします。

（協賛申込の不受理等）

第7条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

(1) 特定の政治、思想、浄土真宗以外の宗教等の活動を目的とした団体、または当事業を特定の政治、思想、浄土真宗以外の宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令または公序良俗に反する者

(4) 当事業について、品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他正福寺が不相当と判断する者

(6) 協賛の申込みを受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金・抽選会景品を返戻します。

以上